

大阪市障がい者グループホーム整備費補助申請に係る必要書類確認表

	住宅改造①	住宅改造②	住宅改造等 (強度行動障がい)	備考
交付申請書	○	○	○	様式 1
交付申請理由書	○	○	○	様式あり
事業計画及び収支計算書	○	○	○	様式あり
障がい者グループホーム運営規程	○	○	○	
役員名簿	○	○	○	
助成内容が分かる書類 ※他に助成を受ける予定の場合	△	△	△	
当該年度及び前年度の法人予算書	○	○	○	
前年度の法人収支計算書等	○	○	○	
法人財産目録	○	○	○	
定款	○	○	○	
住居の平面図	○	○	○	
住居設置場所の位置図	○	○	○	
改造工事計画書	○	○	○	様式あり
改造承諾書	○	○	○	様式あり 賃貸物件の場合に限る
改造工事費内訳書 (見積書 等)	○	○	○	2 社以上
改造工事後の平面図	○	○	○	
消防署との事前相談記録票	△	○		消防設備の 工事の場合
消防設備の物品仕様書	△	○		消防設備の 工事の場合
建築確認書(写) ※建築基準法に基づく建築確認を要する場合	△	△	△	
建物面積表		○		
購入物品および設備整備改造費内訳書 (見積書 等)			○	2 社以上
購入物品仕様書(カタログ 等)			○	
入居(予定)者名簿	○	○	○	
障がい福祉サービス受給者証(写)	○	○	○	
強度行動障がい支援者養成研修(基礎研 修)又は行動援護従事者養成研修修了者証 明書			○	様式あり

※大阪市の交付決定後に工事契約、物品購入等をするようになります。

交付決定前に契約または購入等をされた場合、補助決定の却下または取消しすることがあります。

※住宅改造等(強度行動障がい)の設備整備については、見積書の合計金額ではなく、見積書の商品を個別に比較し、低い方が補助対象経費となります。

※大阪市内にて申請書受理後、補助決定まで1ヶ月半程度の期間が必要となります。

また、申請書に不備があった場合、正式に整った時点での受理となりますので、申請書の提出時期にご留意ください。

※補助金の交付は、事業実施後、大阪市内に実績報告書の提出をいただいた後になります。

そのため、一時的に実施法人にて補助金額を支弁いただくこととなりますので、ご留意ください。

※補助金交付を受けたグループホームの事業運営は、原則5年以上継続する必要があり、これに反した場合、補助金の返還を求める場合があります。